

国内募集型企画旅行条件書

※お申込みの際は必ずこの旅 条件書をお読みください。

※この書 は旅 業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書 及び同法第12条の5に定めるところの契約書 の 部となります。

1. 募集型企画旅行契約

この旅行は(株) ジェワールドトラベル(以下「当社」といいます)が企画・募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社が募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。

旅行契約の内容・条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

2. 旅行のお申し込みと旅行契約の成立

<1>当社、<2>旅行業法で規定された「受託営業所」(以下<1>・<2>)を併せて「当社」といいます。)にて当社所定の旅行申込書(以下「旅行申込書」といいます。)に所定の事項を記入の上、下記のお申込金又は旅行代金の全額を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行代金」「取消料」「違約料」それぞれ一部又は全部として取扱いします。また本項(3)に定める旅行契約成立前にお客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

旅行代金の額	申込(おひとり)
20,000円未満	5,000円以上
20,000円以上50,000円未満	10,000円以上
50,000円以上100,000円未満	20,000円以上
100,000円以上	旅代 20%以上

ただし、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。またローンご利用の場合は異なります。

※上表内の「旅行代金」とは第7項(3)の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

2. 当社は、電話・郵便・ファクスその他の通信手段による旅行契約の予約の申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書の提出し申込金の支払いを行っていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社は、お申し込みはなかったものとして取り扱います。旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、本項(1)の申込金を受領したときに成立するものとします。ただし、通信契約による旅行契約の成立は、第21項の定めによります。

4. 旅行参加に際し特別な配慮を必要とする場合には予約お申し込み時にお申し出ください。当社は可能な範囲でこれに応じます。

5. 本項(4)の申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

6. 団体・グループ契約

<1> 当社は、同行行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任者代表者

(以下、「契約責任者」といいます。)を定めお申し込み募集型企画旅行契約の締結については、本項(6)の<2>~<5>の規程を適用します。

<2> 当社は、団体を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下、「構成員」といいます。)の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに属する旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。

<3> 契約責任者は、当社が定める日までに、構成員の名簿を当社に提出しなければなりません。

<4> 当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

<5> 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

3. ウェイティングの取扱い

1. お申し込みの段階で、満席、満室その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認した上で、お客様が「ウェイティングのお客様」として登録し、お客様の申し込みを受けられるよう努力することがあります。これを「ウェイティング登録」といいます。この場合でも当社は申込金相当額を申し受けます。この時点では旅行契約は成立していません。なお、「お客様が申し込みを承諾できる旨を通知する前にお客様のウェイティング登録の解除のお申し出があった場合」又は「お待ちいただける期限までに結果としてお申し込みを承諾できなかった場合」は、当社は当該申込金相当額を払戻いたします。

2. 本項(1)の場合における、「ウェイティング登録にかかるコースの予約成立は、当社がお客様のお申し込みを承諾できる旨の通知を行ったときに成立するものとします。

3. お預かりした「申込金相当額」は予約成立となった時点で「申込金」として取扱いします。

4. 申込条件

1. 20歳未満の方は、親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます場合があります。

2. ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

3. 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください)。あらかじめ当社からご案内申し上げます。旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出てください。

4. 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面ですべてお申し出いただくことがあります。

5. 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更するご等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただきますことがあります。なお、お客様からお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

6. お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を取らせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の ご負担となります。

7. お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースより別途条件をお付けして受け付けることがあります。

8. お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の書面による連絡が必要です。

9. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。

10. お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業、又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りすることがあります。

11. お客様が当社らに対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関し脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行った場合はご参加をお断りすることがあります。

12. お客様が風説を流布し、偽計を用い若しくは威迫を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社らの業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りすることがあります。

13. その他当社らの業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面及び確定書面(最終旅行日程表)

1. 当社らは第2項(3)に定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書により構成されます。

2. 本項(1)の契約書面において旅行日程又は重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面のお渡し後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降のお申し込みに関しては旅行開始日)までに、これらの確定状況を記載した書面(以下「確定書面」といいます。)をお渡しいたします。

3. 第2項(3)に定める契約の成立後に手配状況の確認を希望する問い合わせがあったときは、確定書面のお渡し前であっても当社らは手配状況についてご説明いたします。

4. 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)の契約書面に記載するところによります。ただし、本項(2)の確定書面(最終旅行日程表)を交付した場合には、当該確定書面に記載するところによります。

6. 旅行代金のお支払い期日

1. 旅行代金は旅行開始日までの当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

7. 旅行代金の適用

1. 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。

2. 旅行代金はパンフレットに表示しています。出発日とご利用人数でご確認ください。

3. 「お支払い対象旅行代金」は、募集広告又はパンフレットに「旅行代金」として表示した金額(プラス)追加代金として表示した金額「マイナス」割引代金として表示した金額をいいます。この合計金額は、第2項(1)の「申込金」、第13項(1)の「取消料」、第14項(1)の「[2]の「違約料」、および第20項の「変更補償金」の額を算出する際の基準となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

1. 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(コースにより等級が異なります。別途明示する場合は除き普通席となります。)、宿泊費、食料料金、観光料金(入場・拝観・ガイド等)及び消費税等諸税・サービス料、空港施設使用料等。

2. 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付けを含みます。

3. パンフレットに「旅行代金に含まれるもの」として明示したその他の費用。上記(1)~(3)についてはお客様の都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

第8項のほかに旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

1. 超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数を超過する分について)

2. クリーニング・電報電話等通信料金、追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴ったサービス料

3. 旅行日程中の「自由行動」「自由見学」「別料金」「お客様負担」等と記載される箇所・区間の入場料金・交通費

4. 1人部屋を使用される場合の追加代金

5. 希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金

6. お客様自身の希望により生ずる日程に含まれないその他の追加料金(入場料金、食料料金、交通費等)

7. ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

10. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当社の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容(以下「契約内容」といいます。)を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

11. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約の締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更いたします。

1. 利用する運輸機関の運賃・料金、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。

2. 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金的大幅な減額がなされたときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額より旅行代金を減額します。

3. 第10項により契約内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加又は減少したときは、当該旅行サービスを行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したところによる変更の場合を除き、当社はその変更差額の範囲内で旅行代金の額を変更することがあります。ただし、当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスの内容に対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用はお客様の負担とします。

4. 当社は運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増える旨をパンフレット等に記載した場合には、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

12. お客様の交替

1. お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の者に譲渡することがで

きます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手数料とともに当社に提出していただきます。(既に航空券等を発行している場合には、別途再発券等に関わる費用を請求する場合があります。)

2. 旅行契約上の地位の譲渡は当社の承諾があった時に効力が生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けたい方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお、当社は交替をお断りする場合があります。

13. お客様による旅行契約の解除

【1】旅行開始前

1. お客様は、いつでも以下の表で定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表でいう「旅行契約の解除期日」とは、お客様がお申込みの営業所、営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

表) ①取消料

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	若記日帰り 旅行以外	日帰り旅行 (夜行含む)
[1]21日前に当たる日以前の解除	無料	無料
[2]20日前に当たる日以降の解除 [3]~[7]を除く	旅行代金の 20%	無料
[3]10日前に当たる日以降の解除 [4]~[7]を除く	旅行代金の 20%	旅行代金の 20%
[4]7日前に当たる日以降の解除 [5]~[7]を除く	旅行代金の 30%	旅行代金の 30%
[5]旅行開始の前日の解除	旅行代金の 40%	旅行代金の 40%
[6]旅行開始の前日の解除(7)を除く	旅行代金の 50%	旅行代金の 50%
[7]旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%	旅行代金の 100%

注)本項(1)の[1]の「旅行代金」とは第7項(3)の「お支払い対象旅行代金」をいいます。

2. お客様のご都合で出発日、コース、宿泊施設等を変更される場合にも旅行費用全額に対して本項(1)の取消料が適用されます。

3. お客様は次に掲げる場合において、取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

ア. 第10項に基づき契約内容が変更されたとき、ただしその変更が第20項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであることと限りません。

イ. 第11項(1)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。

エ. 当社らがお客様に対し、第5項に定める期日までに、確定書面(最終旅行日程表)をお渡ししなかったとき。

オ. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

4. 当社は、本項(1)の[1]により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払い戻します。申込金のみで取消料がつかないときは、その差額を申し受けます。またご参加のお客様からは1室利用人数の変更に対する差額が発生する場合、その差額代金をそれぞれいただきます。

5. 当社は本項(1)の[3]により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。

【2】旅行開始後

1. 旅行開始後において、お客様の都合により途中で旅行契約を解除又は一時離脱された場合はお客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

2. お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することが出来ます。この場合において、当社は、旅行代金のうちお客様が当該受領することができなかった部分に係る金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責に帰すべき事由によるものではない金額に限ります。)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

14. 当社による旅行契約の解除

【1】旅行開始前

1. 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

ア. お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

イ. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

エ. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

オ. お客様が、契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

カ. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目(日帰り旅行については3日目)にあたる日より前に旅行の中止を旨をお客様に通知します。

キ. スキーを目的とする旅行において降雪量の不足により、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが増えるとき。

ク. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが増えるとき。

2. お客様が第6項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対して、第13項(1)の[1]に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

3. お客様が第4項(10)から(12)に該当することが判明したとき。

【2】旅行開始後

1. 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することがあります。

ア. お客様が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

イ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示に従わないとき、又はこれらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫なにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げ

